船舶事故等調査報告書

平成２４年１１月２２日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	２０１２横第６８号
事故等種類	運航不能（機関損傷）
発生日時	平成２４年５月５日（土、祝日）　２０時３０分ごろ
発生場所	千葉県木更津港 千葉県君津市所在の木更津港防波堤西灯台から真方位３５２°１．９海里付近 （概位　北緯３５°２４．５′　東経１３９°５１．３′）
事故等調査の経過	平成２４年５月７日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか１人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	遊漁船　第一大城（おおしろ）丸、１０トン ２３５－１７３３８千葉、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	主機セルモーター損傷
事故等の経過	本船は、船長が１人で乗り組み、釣り客８人を乗せ、木更津港内において釣りを行い、釣り場移動のため、平成２４年５月５日２０時３０分ごろ、主機を始動しようとしてスタータースイッチをＯＮにした際、セルモーターの運転音はするものの、主機が始動しなかった。 船長は、何回か主機の始動を試みたものの、状況が変わらなかったので、僚船及び海上保安庁に救助を要請した。 本船は、来援した巡視艇によって木更津港にえい航された。
気象・海象	気象：天気　晴れ、風向　南西、風力　３、視界　良好 海象：波高　約１．５ｍ
その他の事項	本船の機関室には、中央に主機が据え付けられており、主機の右舷船首側の下部にセルモーターが取り付けられていた。 セルモーターは、スタータースイッチをＯＮにすれば、ピニオンギアが主機のフライホイールリングギアにかん合し、主機を回転させる仕組みになっていたが、本インシデント時、スタータースイッチをＯＮにしてもピニオンギアは主機のフライホイールリングギアにかん合しなかった。
分析	
乗組員等の関与	なし
船体・機関等の関与	あり
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、木更津港において、釣り場を移動する目的で主機を始動し

	ようとしてスタータースイッチをＯＮにした際、セルモーターのピニオンギアが主機のフライホイールリングギアにかん合しなかったことから、主機が始動できず、運航不能になったものと考えられる。
原因	本インシデントは、夜間、本船が、木更津港において、釣り場を移動する目的で主機を始動しようとしてスタータースイッチをＯＮにした際、セルモーターのピニオンギアが主機のフライホイールリングギアにかん合しなかったため、主機が始動できなかったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・定期的に始動装置の点検及び整備を行うこと。